

明日の学校をつくる協働の実践と探究を支えるために
明日の教師の学びを支えるために

福井大学基金にもとづく
福井大学教職大学院
次世代教育創成資金

次世代教育創生資金に ぜひご協力ください

福井大学教職大学院次世代教育創生資金
発起人 柳沢 昌一

福井大学教職大学院の企図

実践を通し、実践を焦点に据え、
実践の展開のために考え学び研究する大学院

福井大学教職大学院は、地域の学校、そして地域を超えた学校の改革への企図を支え、その中心となる教師の力量形成を支える、学校改革と専門性形成のセンターとしての実践を重ねてきました。

従来の教員養成が、個々人の知識・技能の習得と研究を中心とする準備教育であったのに対して、福井大学教職大学院は、学校における授業づくり・学校づくりの協働の実践を中心に据えた、新しい学習と建久のサイクルを実現しています。実践を通し、実践に焦点を据え、その発展のために考え学び研究する大学院です。この大学院では、誰もがそれぞれの持ち場で実践しつつ研究する主体であり、互いの実践と研究から学び合う協働探究者です。このまったく新しい実践的な大学院は、今後の教師教育改革のもっとも重要なモデルと位置づけられるに至っています。

職歴重い個人の負担

しかし、こうした協働実践と協働探究のコミュニティの財政的基盤は、どのように支えられるべきなのでしょうか。従来のような、個人の授業料と国費によってまかなわれるという形は、個人の習得を前提とするものといえるでしょう。この教職大学院がめざすプロジェクトが、次世代の学校を創り支える協働の実践と探究を支えるものであることを念うなら、その基盤もまた、この企図の重要性を自覚する多くの人々と組織の協働によって実現していくべきものであると、私たちは考えるに至りました。

協働の基盤づくりの取り組みへ

新しい学校を実現するために、実践と探究に率先して取り組む院生の経済的負担を少しでも減らし、実践と探究に傾注できる条件をつくっていくこと、そのための財政的な基盤を築くことは、このプロジェクトの持続的発展にとって避けて通ることのできない課題です。学校改革を支え、新しい時代の教師の協働実践・協働探究を支える福井大学教職大学院の取り組みに関心と期待を寄せてくださっている皆さんに、ぜひ、この基盤づくりの取り組みへのご協力を、心からお願いいたします。

21世紀の学校を創る

学校改革の担い手としての実践力を培うために

教職大学院で学ぶ
若い世代そして現職
教員のための奨学金

福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科奨学金

第1種奨学金

「国立大学法人福井大学における授業料その他の費用に関する規程（平成28年福大規則第30号。以下「費用規程」という。）」に規定する大学院学生の入学科相当額

第2種奨学金

費用規程に規定する大学院学生の授業料相当額

第3種奨学金

費用規程に規定する大学院学生の入学科相当額の半額

第4種奨学金

費用規程に規定する大学院学生の授業料相当額の半額

奨学金のための資金づくりへのご協力をお願いいたします。

1口 3,000円

次世代教育創成資金報告に協力いただいた方すべてのお名前を記します。

次世代教育創成資金報告を年3回、メールで配信し、資金の取り組みと、それがどのように活かされているかをお伝えします。

福井大学教職大学院ニュースレターをメールでお送り致します。

10口 30,000円

次世代教育創成資金報告・及び年次報告に支援者としてお名前を記します。

昨年度、14件(12名)の寄付を頂きました。この場を借りて、厚く感謝御礼を申し上げます。

**福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科
奨学金取扱要項（抜粋）**

（趣旨）

第1条 この要項は、福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科（以下「研究科」という。）における学生の経済支援を目的とし、研究科に在学する学生に給付する奨学金について必要な事項を定める。

（対象）

第2条 奨学金の給付対象者は、入学者選抜等における成績が優秀な者とする。

（奨学金の種類及び額）

第6条 奨学金の種類及び額は次の各号のとおりとする。ただし、予算の状況に応じ、研究科委員会の議を経て、額を変更することができるものとする。

（1）第1種奨学金

「国立大学法人福井大学における授業料その他の費用に関する規程（平成28年福大規則第30号。以下「費用規程」という。）」に規定する大学院学生の入学料相当額

（2）第2種奨学金

費用規程に規定する大学院学生の授業料相当額

（3）第3種奨学金

費用規程に規定する大学院学生の入学料授業料相当額の半額

（4）第4種奨学金

費用規程に規定する大学院学生の授業料相当額の半額

（給付期間）

第7条 第1種奨学金及び第3種奨学金は、入学年度のみ給付する。

2 第2種奨学金及び第4種奨学金は入学後2年間を給付限度期間とする。ただし、長期履修学生については、許可された履修期間を限度とする。

3 前2項の場合において、休学した期間は、給付期間に含めないものとする。

（給付の中止）

第8条 研究科長は、奨学金の給付を受けている者が次の各号に該当する場合は、研究科委員会の議を経て、奨学金の給付を中止することができる。

(1)退学した場合

(2)教育研究活動が十分に行われていない場合

(3)その他奨学金を給付することが不適当な場合

（奨学金の返還）

第9条 奨学金は、返還を要しない。ただし、第8条の規定により奨学金の給付を中止された場合は、研究科長は、研究科委員会の議を経て、返還の要否について決定するものとする。

教職大学院奨学金の概要

四つの種類の奨学金（給付型奨学金 返還を要しない）

(1) 第1種奨学金

「国立大学法人福井大学における授業料その他の費用に関する規程（平成28年福大規則第30号。以下「費用規程」という。）」に規定する大学院学生の入学料相当額

(2) 第2種奨学金

費用規程に規定する大学院学生の授業料相当額

(3) 第3種奨学金

費用規程に規定する大学院学生の入学料授業料相当額の半額

(4) 第4種奨学金

費用規程に規定する大学院学生の授業料相当額の半額

基金の集約の取り組み

上記の奨学金のために年500万円の基金を作ることが必要となります。

21世紀の学校の担い手、教育改革の担い手を支える基金にぜひご協力ください。

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはつきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙
課税相当額以上
貼 付

印

この場所には何も記載しないでください。

福井大学基金
UNIVERSITY OF FUKUI FUND

羽ばたけ基金

福井大学の若者を羽ばたかせてください

福井大学を羽ばたかせてください

きっと福井を羽ばたかせます



福井大学基金（羽ばたけ基金）TMの概要

福井大学基金は21世紀のグローバル社会において高度専門職業人として活躍できる人材の育成・輩出並びに地域の知の拠点として、地域社会の持続的発展のために活用します。
格別のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※福井大学基金（羽ばたけ基金）TMは商標登録出願中です。

一般基金 福井大学全体または学部への支援

①学生修学支援事業

税制控除

所得控除

経済的な理由により修学が困難な学生の修学を支援します。**【全学】**

経済的な理由により修学が困難な学生に対する授業料・入学料減免、奨学金支給、
海外留学支援、その他学生の経済的負担の軽減を図る事業



②高度専門職業人育成支援事業

所得控除

グローバル社会で活躍出来る優れた高度専門職業人育成のための修学支援や
教育研究環境の整備を行います。**【全学、教育学部】**

優秀な学生等の授業料・入学料減免や奨学金支給、海外留学や外国人留学生の受入れ
の支援、課外活動（サークル等）の支援、建物等を含む教育研究環境の整備
※寄附先の学部等をご指定いただけます。



③グローバル化・地域振興支援事業

所得控除

グローバル化対応や地域振興のための学生・教職員の活動を支援します。**【全学】**

外国人留学生受入れのための体制や環境整備、海外交流先拡大や海外での活動の支援、
地域のグローバル化対応の支援、地域社会や他大学等との連携活動の支援、
その他地域振興のために大学として行う事業



特定基金 特定の部局やプロジェクトへの支援

④附属病院の応援

所得控除

患者さん一人ひとりに安全で質の高い医療を提供し、福井県内唯一の特定機能
病院として県民のご期待に応えます。

- ・患者さん中心の開かれた病院として、環境の整備やサービスを向上
- ・高度医療を推進し、臨床研究をはじめ、新しい医療の研究開発を推進
- ・広い視野を持った優れた医療人、とくに次世代を担う若手を育成



⑤教職大学院の応援

所得控除

次世代の教育を担う連合教職大学院の院生の修学を支援します。

教職大学院次世代教育創成資金等



⑥附属学園の応援

所得控除

教育学部附属学園の教育・研究の活性化を図ります。

施設・設備の充実、幼児・児童・生徒の修学支援、国際交流事業、附属学園教員の研究研修支援



⑦「工学部創立100周年記念事業及び工学系の教育・研究の応援」[特定プロジェクト]

所得控除

2024年に創立100周年を迎える工学部の記念事業並びに工学系の優れた
人材の育成と研究の推進に活用

※ご支援いただける事業をご選択ください。（複数選択可）

※⑦の学部指定分および④～⑦の事業へのご寄附については、その一部を大学全体として基金の目的達成に必要な事業に活用させていただきますので、ご了承ください。

ご寄附のお手続き方法

1. 金融機関からのお振込によるご寄附

付属の専用の振込用紙をご利用ください。

「振込用紙記入上の注意」をご確認いただき、振込用紙に必要事項をご記入の上、福井銀行またはゆうちょ銀行にてお手続き願います。その他の金融機関でのお手続きも可能です。

※専用の振込用紙以外でのお振込をご利用の場合は、基金事務局までご連絡下さい。

※継続的なご寄附をご希望の方には、ご指定の月に振込用紙をお送りいたします。

2. インターネットでのお手続きによるご寄附

インターネットでのお手続きでは以下のお取扱いが可能です。

○クレジットカード決済 ○コンビニ決済 ○Pay-Easy (インターネットバンキング) 決済

福井大学基金ホームページの寄附申し込み画面 (インターネットでのお申込) のお申込フォームよりお手続きください。

毎年、毎月の継続的なご寄附のお手続きも可能です。

3. 口座振替によるご寄附

継続的なご寄附 (定期自動引き落とし) のお申し込みとなります。「寄附申込書」及び「預金口座振替依頼書」をお送りいたしますので、基金事務局までご連絡ください。

4. 大学窓口でのご寄附 (現金によるご寄附)

以下の窓口にて、現金のお持ち込みによるご寄附もお受けしております。

- ・文京キャンパス 本部棟2階 基金事務局
- ・松岡キャンパス 福井大学附属病院 外来棟1階 患者総合支援センター

継続的なご支援を
お願いいたします。

ふるさと納税によるご寄附

福井県のふるさと納税「県内大学の魅力向上応援」を活用したご寄附も可能です。

「ふるさと福井応援サイト」ホームページをご覧ください。

遺贈によるご寄附

現在ご所有の大切な資産 (現金、土地、建物等) を、将来、社会・公益のために役立てたいとお考えで、その一部を福井大学にご寄附 (遺贈によるご寄附) いただけます方は、是非、基金事務局までご連絡ください。皆様のご意志を理解し引き継ぎますように、本学の提携銀行にてご相談を承ります。

提携銀行 株式会社福井銀行 三井住友信託銀行株式会社

古本募金によるご寄附

読み終えた本・DVD等をご提供いただき、その査定換金額を福井大学基金に寄附する取組です。お電話またはWebからお申込いただけます。

お問い合わせ・お申込み

古本募金しゃぼん (運営: 星崎野株式会社)



基金の活用状況

寄附状況 (令和2年2月29日現在)

総寄附件数 3,572 件、総寄附金額 263,927,538 円

平成28年度以降、総額 3,851 万円 を延べ 316 人の学生さんへの支援に有効に活用させて頂いております。

事業名	活用実績 (延人数・金額)	
予約型奨学金	3名	90万円
学生修学支援奨学金	100名	1,000万円
福井大学交換留学生等奨学金	27名	319万円
医学部及び大学院医学系研究科海外留学奨励金	6名	30万円
工学部学生海外派遣支援金	12名	161万円
工学研究科博士後期課程私費外国人留学生修学支援奨学金	14名	420万円
総合教職開発研究科奨学金	154名	1,831万円

税制上の優遇措置等

「福井大学基金」へのご寄附は、税制上の優遇措置が受けられます。

◆個人からのご寄附

所得控除の適用対象となります。

一般基金「①学生修学支援事業」にご寄附いただいた場合のみ、**所得控除**に加え**税額控除**の適用対象となります。確定申告の際に、いずれか一方の制度をご選択いただけます。

1. 所得税の優遇措置

▶ **所得控除** (所得税法第78条第2項第2号)

寄附された年の所得金額から控除を受けることができます。

所得金額に対して寄附金額が大きい場合、減税効果が大きくなります。

$$\text{寄附金控除額} = \text{寄附金合計} - 2,000\text{円} \quad ※控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の40％が上限です。$$

▶ **税額控除** (租税特別措置法施行令第26条の28の2第3項) ※「①学生修学支援事業」へのご寄附の場合のみ、「税額控除」の適用対象

所得税額から直接寄附金額の一定割合が控除されます。

多くの場合、所得控除より大きな減税効果が見込まれます。

$$\text{税額控除額} = (\text{寄附金合計} - 2,000\text{円}) \times 40\% \quad ※控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の40％が上限となり、税額控除額は、所得税額の25％が上限となります。$$

2. 個人住民税(県民税・市町村民税)の寄附金税額控除(地方自治体の条例)

寄附された翌年の1月1日現在、福井県内にお住まいの方は、寄附された翌年の個人住民税から控除を受けることができます。

$$\text{税額控除額} = (\text{寄附金合計} - 2,000\text{円}) \times (4\% \text{【県民税】} + 6\% \text{【市町村民税】})$$

※控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の30％が上限です。

3. 相続税の優遇措置(租税特別措置法第70条第1項)

遺贈によるご寄附の場合、被相続者様の相続税からその金額が非課税となります。

◆法人からのご寄附(法人税法第37条第3項第2号) **全額損金算入が可能です。**

ご厚志に対する謝意

○オリジナルグッズの贈呈

新規寄附者の方及びキャンペーン期間中にご寄附いただいた方にお送りします。

○ご芳名の掲載

福井大学のホームページ(HP)や広報誌でご芳名を紹介させていただきます。

○称号の贈呈

福井大学への寄附金額が累計で500万円以上、100万円以上となった方に、「特別栄誉学友」・「栄誉学友」の称号を贈呈させていただきます。また、称号贈呈者の方のご芳名をご芳名板に刻み、末永く顕彰させていただきます。

○感謝状の贈呈

個人：10万円以上、法人：30万円以上ご寄附いただいた方、福井大学基金へ継続してご寄附いただいた方に、感謝状を贈呈いたします。

○「栄誉学友称号並びに感謝状贈呈式」並びに「感謝の集い」へご招待

上記称号並びに感謝状贈呈の対象の方を、「贈呈式」並びに「感謝の集い」にご招待いたします。

○企業・団体の方へ

上記の顕彰の他、ご希望により、企業・団体様のHPと福井大学基金HPとを相互リンクさせ、「福井大学応援企業」として、広くPRさせていただきます。

また、称号贈呈の対象企業様については、「福井大学応援企業」として、福井大学広報誌や学内でのポスター掲示、福井大学の就活学生の保護者向け冊子「保護者の皆様へ」(毎年8月発行)等でご紹介させていただきます。



▶ 寄附手続きに関する詳細は、福井大学基金ホームページをご参照ください。 <https://www.u-fukui.ac.jp/kikin>

▶ ご不明な点等がございましたら、基金事務局までご連絡ください。

お問い合わせ先

福井大学基金事務局

電話 0776-27-9903 (ダイヤルイン)

E-mail kikin@ad.u-fukui.ac.jp

福井大学基金

